

2013年11月6日

第3次消費者委員会第26回食品表示部会へのコメントペーパー

日本生活協同組合連合会
品質保証本部
安全政策推進部
鬼武一夫

今回、既に予定されていた国際会議出席のため、本会議に参加できません。そのため、事前に送付された資料（資料番号は最終のものではありません）に基づいて全体的及び各項目についてコメントを提出します。これまでの経験からして最初の進め方が重要と考えます。本会議で決定されることには従いますが、コメントを参考に目的をより明確にすることでの会議運営を望むものです。

1. 食品表示法の目的や適用される範囲（食品関連事業者）をまず説明してください。
2. 食品の区分は、加工食品と生鮮食品でよいのでしょうか。食品の区分として、**packaged food**（更に細分すると **prepackaged food** と **in store** で **package** された食品）と、未包装の食品（対面で販売される総菜類や、レストランで提供される食品など）に分類するという考えを取り入れれば、これまでの問題が解決する可能性があります。コーデックス食品規格委員会や欧米では、食品表示においては加工食品と生鮮食品を区別していません。（**Fresh meat** は存在しますが、上述の2分類はありません。）
3. 専門調査会設置の前に、必要とされる言葉の定義や考え方を示してください。特に生鮮食品と加工食品は定義を明確にしない限り、2つの専門調査会を設置しても所掌範囲が明確でないと混乱するおそれがあります。
4. そのうえで、専門調査会の会議の議題や範囲を設定してください。
5. これまでに出された案件（遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い、加工食品の原料原産地表示の取扱いなど）を専門調査会で取り上げるのか、法案の骨格を示すことが最優先として保留とするのかを明確にすべきです。
6. 酒類は特に言及されていませんが、どの様に検討するのでしょうか？
7. 今回の提案では新食品表示法の作業についてのみ述べられていますが、JAS法や品質表示基準の改正、新規添加物の表示規則など、食品表示にかかわり定期的に発生する改正作業は全て中止もしくは延期するということでしょうか。

「食品表示基準の検討方針について」に対するコメント

□ 全体的なコメント

(1) グローバルな視点で、コーデックスや諸外国の規格・基準・定義を参照して、食品表示基準に用いられる用語の定義を明確にすることが重要です。

(2) まず、加工食品や生鮮食品を含め、食品表示法に規定されている食品全体の表示基準を定めるべきであろうと考えます。また、加工食品と生鮮食品の定義を定めずに、専門調査会を設置し作業をすすめるのは誤りではないでしょうか。

なお消費者は、食品が加工食品と生鮮食品に区分されて、食品の表示が行われることを求めているのではなく、どのような食品であれ、またどのような形態であれ、更にどのような提供方法であれ、自らが選択する食品に適正な表示が行われていることを望んでいると思います。

□ 個別コメント

8 ページ

(3) 現行 58 本の基準を特定化すべきであると考えます。

(4) 「消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、双方に分かりやすい表示基準を策定する。」の記述は適正なものにすべきです。

理由：消費者に分かりやすい表示基準と事業者に分かりやすい表示基準とは同じでしょうか？

・「消費者に分かりやすい表示基準」とは、表示を読んで、その食品の本質等を理解できるように、表示を規定する基準のことであろうと思われます。一方、「事業者に分かりやすい表示基準」とは、事業者が自分の商品に表示を実施する場合に、適正に、かつ消費者に分かりやすいように表示を実施できるようなガイドランスとなる基準のことであろうと思われます。

(5) 「2 基準は、食品及び事業者の分類に従って整序し、分かりやすい階層構造とする」の『・食品について、例えば、「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」に区分』は適正な区分でしょうか？

理由：この区分の上位概念は、「事前包装食品 (prepackaged food) を含む包装食品」か「未包装食品」かの区分でしょうか。そして、「包装食品」には、例え

ば、「加工食品」と「生鮮食品」が存在します。「添加物」は、一般的には消費者向けの食品でないので、あえてここに記述する必要はないとおもわれます。コーデックスの表示規格においては、添加物の表示規格が、食品の表示規格とは別に策定されています。

(6)『・食品関連事業者等については、例えば、「一般消費者に販売される形態の食品を扱う事業者」、「業務用の食品を扱う事業者」、「食品関連事業者以外の販売者」に区分』は、適切な記述でしょうか。

理由：「一般消費者に販売される形態の食品」の定義はどのように考えていますか？ 「一般消費者に販売される形態の食品」には、小売店舗で販売される事前包装食品だけではなく、インストアで包装される食品、食堂・レストラン等において提供される食品やバラ売りの総菜等も含まれるのではないのでしょうか？

「業務用の食品を扱う事業者」は適切ではありません。「業務用の食品」であっても、最終の一般消費者に販売されるものもあります。また、インターネットや通信販売で食品を販売する事業者も存在します。

従って、「事業者」はフードチェーンのすべての段階における関連する食品事業者をカバーすべきです。

(7)・「3 2 の区分ごとに、食品の性質等に照らし、できる限り共通ルールにまとめる」は適切な記述ではではありません。

理由：食品全般に適用される共通ルールを作成することが重要です。その後、除外事項を定めるべきです。

「食品の性質等」とは何を指すものですか？

(8)「4 現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す」の「義務化にふさわしい内容」の意味が不明です。

「・対象成分、対象食品、対象事業者等について検討する」は間違ったアプローチではないでしょうか。まず、基本的な栄養表示基準を作成し、その後適用を除外する事項や事業者を検討するのが正しいアプローチであろうと思われま。ここで言う「対象事業者」と2で述べられている「食品関連事業者」との関連はどのようになりますか？

(9)「安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいように見直す」の「・例えば、アレルギー表示における代替表記等（例えば、原材料として「マヨネーズ」と表示した場合に、「卵」を含む旨の表示を省略できるものとする）」

の見直し」は必要です。今回の「法」の精神から、マヨネーズではなく、卵と表示すべきです。

(10) 9ページ：「個別の品表の取扱いについて（案）」

「品表」とは品質表示基準のことを指すのであればそのように記載すべきです。

(11) 「② 原材料（添加物を含む）、内容量の記載方法や表示禁止事項については、原則として食品及び食品関連事業者等の区分ごとにルールを統一」について：

すべての食品に適用される統一ルールを定めることが先決ではないでしょうか。その後、除外規定を設けるべきです。

(12) 「③食品表示法の目的を達成する上で必要なものや他法の制度に抵触するため存置が必要なものについては、個別に存置する方向で検討」に関して

・これに関連するかどうか分かりませんが、食品表示法において、消費期限に関して新たな定義が導入されました（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう）。これまでの消費期限の定義（食品衛生施行規則の定義：定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められた期限を示す年月日をいう）は破棄するのか明確にすべきと考えます。

(13) 10ページ：食品表示基準骨格イメージ（案）（1）

・「加工食品」および「生鮮食品」の定義を定める必要です。

前述しましたが、まず事前包装された食品（prepackaged food）を含む包装された食品、と包装されていない食品に分類することが必要であろうと考えます。

・1. 表示事項（1）横断的事項および（2）個別的事項が理解できません。どのようなことを言っているのかについて、例示や説明を御願います。

・2. 表示方法（1）横断的事項の表示方法および（2）個別的事項の表示方法が理解できません。どのようなことを言っているのかについて、例示や説明を御願います。

・「表示責任者」の定義は？ この用語は表示基準に用いられることになるのでしょうか？ 例示や説明を御願います。

(14) 11ページ：食品表示基準骨格イメージ（案）（2）

・「加工食品」と「生鮮食品」のそれぞれの定義は存在するのでしょうか？ スライスされた食肉は、現在食品衛生法では「加工食品」、JAS法では「生鮮食品」

となっています。

「食品衛生法に基づく表示基準府令および加工品表の横断的な規定をイメージ」および「生鮮品表の横断的な規定をイメージ」に関して：食品表示法では、食品衛生法の規定および JAS 法の規定をイメージしたものにするとは述べていません。実務作業では、これまでの法体系を無視してはならないですが、これを死守すべきではないであろうと考えます。

(15) 12 ページ：食品表示部会での当面の主な検討課題（案）

1 総論 ①法の統合作業における検討

・「表示義務者」という用語が、表示基準に用いられることになるのでしょうか？その定義は？

・「生鮮食品と加工食品の線引き」：繰り返しになりますが、これは「生鮮食品と加工食品の定義作成」であろうと考えます。

②用語の統一

・用語の統一だけではなく、用語の定義を定めるべきです（EU の規則（EU）No 1169/2011 の第 2 条定義を参照のこと）。

・グローバル経済の下での食品表示にふさわしい定義を定めるべきです（例えば、食品添加物のキャリーオーバー：日本の定義は外国人が読んだら混乱します）。

(16) 2 栄養表示

③④⑤対象の成分、食品と事業者を定めるのではなく、まず基本ルールを作り、その後に除外規定を作成するのが正しいアプローチであると考えます。食塩相当量の表示も検討すべきです（これまでも日本高血圧学会等が要望書を政府に出しています）。

⑥表示方法：100 g(100 ml)当たりとするのか、1 包装当たりとするのかなどに関して：

one serving (1 食量) 当たりも考慮すべきでしょう。この場合、1 包装はどのくらいの servings になるのか表示することになります。また Front-of-Pack 表示についても議論すべきです。これは任意表示になると思われませんが、ルールは必要と考えます。

(17) 3 アレルギー表示

⑧代替表示はやめるべきだと思います。アレルゲンの表示が必要（卵等）

以上